（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第五条　特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第三（第三十九条関係）

業務	期間	項目
(一)		
ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	（略）	一　業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三　ベンジジン及びその塩による血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四　（略） 五　皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 六　尿中の潜血検査 七　医師が必要と認める場合は、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査
(二)		
（略）		一　業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三～五　（略）

改正前

別表第三（第三十九条関係）

業務	期間	項目
(一)		
次の物を製造し、又は取り扱う業務 一　ベンジジン及びその塩 二　ベーターナフチルアミン及びその塩 三　ジクロルベンジジン及びその塩 四　アルファーナフチルアミン及びその塩 五　オルトートリジン及びその塩 六　ジアニシジン及びその塩 七　パラージメチルアミノアゾベンゼン 八　マゼンタ 九　前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	（略）	一　業務の経歴の調査 （新設） 二　血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三　（略） （新設） 四　尿沈渣検鏡（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査
(二)		
（略）		一　業務の経歴の調査 （新設） 二～四　（略）